

～食品の表示についての新しい法律～

食品表示法 ができました!



食品の表示について定めた新しい法律「食品表示法」が
平成27年4月1日から施行されました。
このパンフレットでは、食品表示法の概要、これまでの
食品表示制度からの変更点、相談窓口等について解説します。



東京都

食品表示法の概要

【制定の経緯】

食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑なものになっていました。このたび、食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、事業者にも消費者にもわかりやすい制度を目指した「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されました。

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
目的	○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
表示関係	○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守等	○製造業者が守るべき表示基準の策定 ○品質に関する表示の基準の遵守等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守等
表示関係以外	○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○都道府県知事による営業の許可等	○日本農林規格（JAS規格）の制定 ○日本農林規格（JAS規格）による格付等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○特別用途食品に係る許可等

食品表示法に統合

食品表示法施行後も各法律に残る

【法律の目的】

- ・食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保すること。
- ・消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与すること。

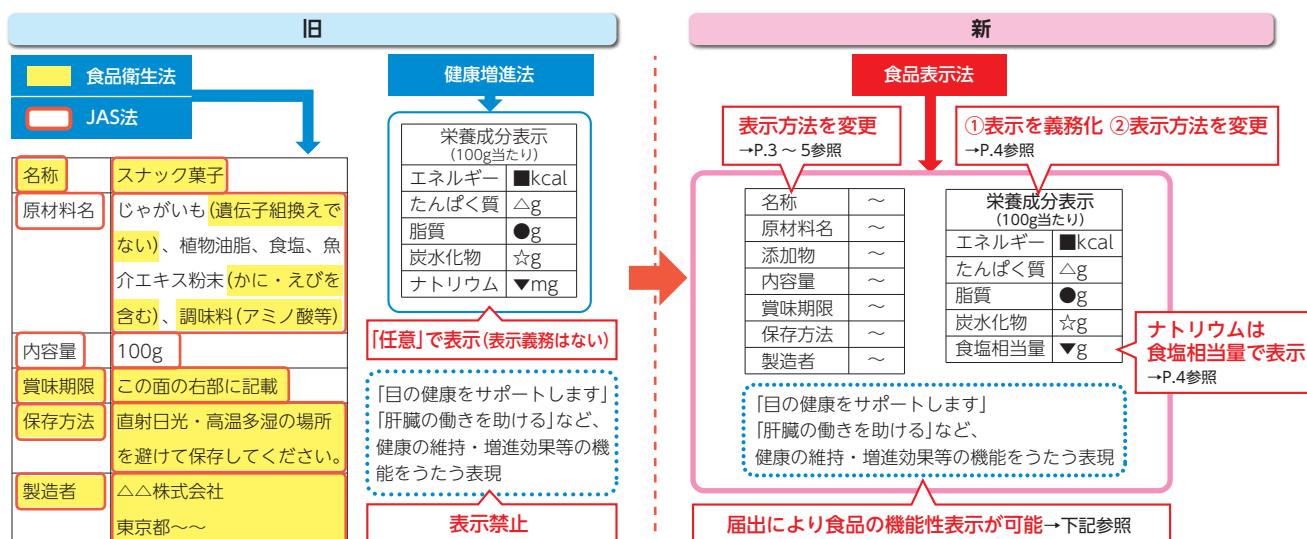
【主な変更点】

●栄養成分表示の義務化

これまで表示義務がなく、事業者が任意で行っていた栄養成分表示が義務化されます（一部除外あり。P.4参照）。

●「機能性表示食品」制度の新設

これまで健康の維持・増進をうたえる食品は栄養機能食品と特定保健用食品のみでしたが、企業の責任で科学的根拠に基づきこれらを表示できる第3の制度として、機能性表示食品制度が新設されます。



これまでの食品表示制度からの新規・変更点

新規 『機能性表示食品』

野菜や果物などの生鮮食品や加工食品、サプリメントなどについて、健康の維持・増進効果等を具体的に示すこと（機能性表示）ができるようになります。

機能性表示をするためには、食品に表示する内容（※）、食品関連事業者に関する基本情報（事業者名、連絡先等）、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。

機能性表示食品の届出や表示項目など、詳細については、下記消費者庁HPにてご確認いただくか、消費者庁にお問合せください（問合せ先：P.8）。

■機能性表示食品に関する情報（消費者庁HP） <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

※機能性表示食品に必要な記載事項（一部抜粋）

- ①機能性表示食品である旨
- ②科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を有する食品が有する機能性
- ③栄養成分表示（1日の摂取目安量当たりの成分値を記載）
- ④1日の摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量等、全16項目

変更点1 原材料名の表示方法

- 1 添加物と添加物以外の原材料がどちらかわかるように、「添加物」の項目名を設けて表示するなど、明確に区分して表示します。

旧基準		新基準(表示の一例*)	
原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、膨張剤、香料	原材料名	小麦粉、砂糖、食塩
添加物	膨張剤、香料	添加物	

それが添加物か、それ以外の原材料なのかわかりにくい。

*このほかに、添加物の項目を設げず、原材料名欄に記号(スラッシュなど)

で区分して表示したり、改行して区分したりする方法があります。

- 2 これまで添加物と添加物以外の原材料を区分せず重量順に表示することを定めていた、旧JAS法の個別の品質表示基準(パン類、食用植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料)について、原材料の表示方法を他の加工食品と同様に、添加物と添加物以外の原材料を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示することに統一します。

- 3 単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料(中間加工原材料)を使用する場合、構成する原材料を分割して表示することが可能になります。

3の例 ~「ココア調整品」について、構成する原材料を分割して表示する場合~

複合原材料 : ココア調整品

複合原材料中の原材料 : 砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩

旧基準		新基準に基づき、複合原材料を分割して表示する場合	
原材料名	小麦粉、ココア調整品(砂糖、ココアパウダー、その他)、バター、鶏卵、膨張剤	原材料名	小麦粉、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩／膨張剤

*「ココア調整品」では、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないため、構成する原材料を分割して表示した方がわかりやすくなることから、分割した表示が認められます。

変更点2 アレルゲンの表示方法

- 1 以下の2つの表示方法を廃止し、食品に含まれる特定原材料(※1)は全て表示します。

① その名称が、特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(「特定加工食品」という。)

[例] マヨネーズ(含まれる特定原材料:卵)、うどん(含まれる特定原材料:小麦)など

② 特定加工食品の表記を含むことで、特定原材料を使った食品を含むことが予測できるもの(「拡大表記」という。)

[例] からしまヨネーズ、焼きうどんなど

⇒ 新基準では、「マヨネーズ(卵を含む)」、「焼きうどん(小麦を含む)」などと表示する必要があります。

- 2 個々の原材料の直後に括弧書きする方法(「個別表示」という。)を原則とし、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合等、例外的に原材料の直後にまとめて括弧書きする方法(「一括表示」という。)を可能とします。

【原則】 ~個別表示~

原材料名	A、B(卵・豚肉を含む)、C(大豆を含む)
------	-----------------------

【例外】 ~一括表示~

原材料名	A、B、C(一部に卵・豚肉・大豆を含む)
------	----------------------

- 3 一括表示する場合、全ての特定原材料を一括表示欄に表示します。

今後は、原材料に「卵」、「小麦」(特定原材料)又は「たまご」、「コムギ」(代替表記(※2))が表示されていても、一括表示欄に改めて「卵」、「小麦」の表示が必要となります。

※1:「特定原材料」とは、アレルゲン表示対象品目のうち、特に症状が重篤な、または症例数が多い品目のこと。
平成27年4月1日現在、卵・乳・小麦・落花生・そば・えび・かにの7品目が定められています。

※2:「代替表記」とは、特定原材料の記載と同一のものであると認められるもの。
[例] 卵→玉子、たまご、タマゴ、エッグ／小麦→こむぎ、コムギ

変更点3 栄養成分表示の義務化・ナトリウムの表示方法

1 原則として、**全ての消費者向けの予め包装された加工食品及び添加物に栄養成分表示を義務付けます。**

なお、**消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除されている事業者**は、**栄養成分表示の省略が認められます。**また、当分の間、**小規模事業者**（概ね従業員が20人以下。商業、サービス業は5人以下）についても、**栄養成分表示の省略が認められます。**

2 ナトリウムの量は食塩相当量で表示します。

任意でナトリウムを表示する場合は、**ナトリウムの量の次に「食塩相当量」を括弧書きで表示**します。

ただし、ナトリウムの表示ができるのは、ナトリウム塩を添加していない食品に限定されます。

変更点4 栄養強調表示の方法

1 低減された旨の表示（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示（たんぱく質及び食物繊維）には、**基準値以上の絶対差に加え、新たに25%以上の相対差が必要**となります。

2 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類）には、**強化された旨の基準値以上の絶対差が必要**となります。

3 糖類無添加、ナトリウム塩無添加に関する強調表示は、一定の要件を満たす必要があります。

	補給ができる旨の表示（多いことを強調）			適切な摂取ができる旨の表示（少ないことを強調）		
強調表示の種類	高い旨	含む旨	強化された旨	含まない旨	低い旨	低減された旨
	絶対表示		相対表示		絶対表示	相対表示
強調表示に必要な基準	・基準値以上であること	・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上）※ ・強化された量（割合） 及び比較対象品名を明記		・基準値未満であること	・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上） ・低減された量（割合） 及び比較対象品名を明記	
強調表示の表現例	・高〇〇 ・△△豊富 ・××多く含む	・〇〇含有 ・△△入り ・××源	・〇〇30%アップ ・△△2倍	・無〇〇 ・△△ゼロ ・ノン×× ・☆☆フリー	・低〇〇 ・△△控えめ ・××ライト	・〇〇30%カット ・△△～gオフ ・××ハーフ
該当する栄養成分	たんぱく質、食物繊維、ミネラル類（ナトリウムを除く。）、 ビタミン類			熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、 糖類、ナトリウム		

※強化された旨の相対差（>25%）は、たんぱく質及び食物繊維のみに適用

変更点5 栄養機能食品のルールの変更

1 栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに**n-3系脂肪酸、ビタミンK及びカリウム**が追加されます。

2 鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の対象範囲とします。

3 次の事項の記載が新たに必要（または変更）になります。

- ① 栄養素等表示基準値の対象年齢、基準熱量に関する文言
- ② 特定の対象者（疾患に罹患している者、妊娠婦等）に対し注意を必要とするものは、当該注意事項
- ③ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量当たりの成分値を記載
- ④ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示
(常温で保存すること以外に保存方法に留意点がないものは省略可)

変更点6 加工食品と生鮮食品の区分の統一

食品表示法施行前のJAS法と食品衛生法とで異なっていた食品の区分について、**JAS法の考え方に基づいて区分が整理されます。**



[例] 簡単な加工（生干し、軽度の撒塩など）をしたもの（ドライマンゴーなど）

- ・旧基準（以前の食品衛生法）：アレルゲン、製造所所在地については表示義務対象外
- ・新基準 : 加工食品の区分に整理したため、**アレルゲン、製造所所在地が必要**

変更点7 製造所固有記号の使用方法

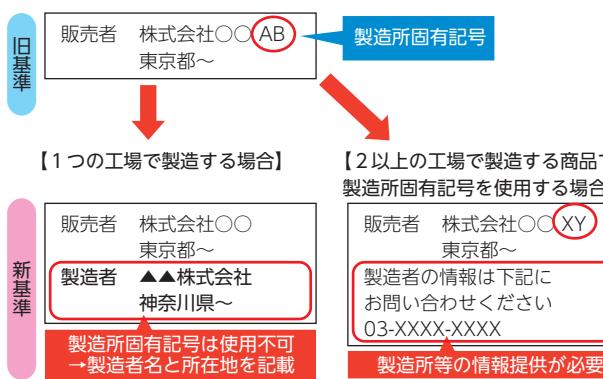
原則として、製造所固有記号を使用せず、**製造所（又は加工所）の所在地、製造者（又は加工者）の氏名又は名称を表示します。**

ただし、同一製品を2以上の製造所で製造する場合のみ、例外的に製造所固有記号を使用できますが、その場合は次のいずれかの事項を商品に表示する必要があります。

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
- ③ 当該商品の製造を行っている全ての製造所所在地等

なお、業務用食品については変更はなく、2以上の工場で製造するか否かに係わらず、これまでと同様に製造所固有記号が使用できます。

*製造所固有記号については、消費者庁でデータベースを平成27年度に1年かけて構築することとしているため、**新基準に基づく製造所固有記号が使用できるのは平成28年4月1日から**です。なお、新しい製造所固有記号の運用が開始するまでは、旧基準に基づいた製造所固有記号の使用が認められます。



変更点8 表示可能面積が小さい食品の表示方法



これまで、表示可能面積が30cm²以下だった場合は省略可能だった**保存方法・消費期限又は賞味期限・アレルゲン・L-フェニルアラニン化合物を含む旨**については、**省略不可になります**。そのため、表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合は以下の項目を**必ず記載することになります**。

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、アレルゲン、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

変更点9 販売される添加物の表示方法

- ・一般消費者向けに販売される添加物：新たに「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示を義務化します。
- ・業務用として販売される添加物：新たに「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示を義務化します。

変更点10 通知等に規定されている表示ルールの一部を表示基準に規定

通知等に規定されている以下の表示ルールを**基準に統合**します。

- ① 安全性の確保の観点から表示義務を課すべきもの（フグ食中毒対策の表示、ボツリヌス食中毒対策の表示）
- ② わかりやすさの観点から食品表示基準と通知等にまたがっているもの（栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示方法等）

経過措置期間について～旧基準の表示方法が認められる期間～

経過措置期間は、下表のとおりです。

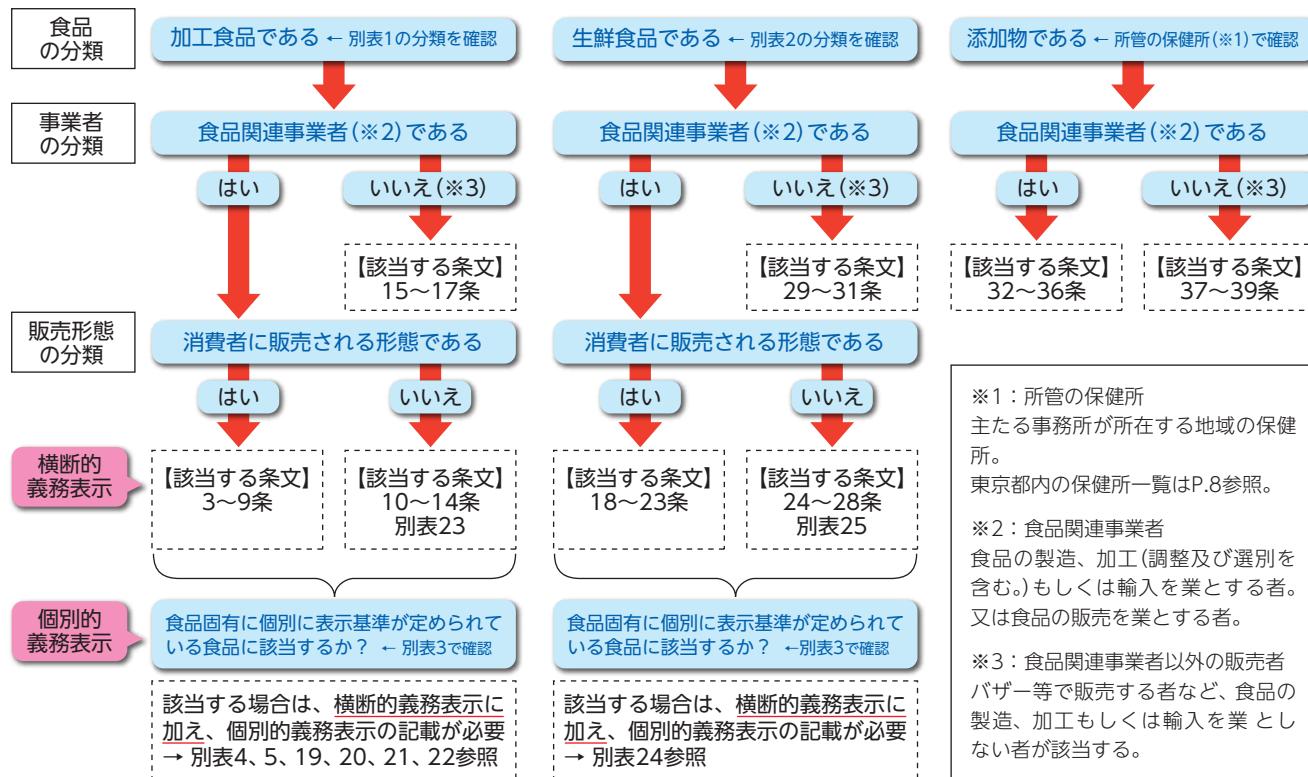
なお、経過措置期間中は、旧基準による表示も認められますが、**旧基準と新基準の表示方法が混在された表示は原則認められません。**

食品の区分	食品表示法施行前の旧基準による表示が認められる期間
加工食品（一般用・業務用）	平成32年3月31日までに… ・一般用：製造（又は加工・輸入）されるもの。 ・業務用：販売されるもの。
添加物（一般用・業務用）	平成28年9月30日までに販売されるもの。
生鮮食品（一般用）	※業務用生鮮食品については、経過措置期間はなく、平成27年4月1日から新基準に基づく表示が必要となる。

食品表示基準の読み解き方

食品表示法では、これまでJAS法、食品衛生法、健康増進法の3つの法律で定められていた食品の表示に関する様々な基準が「食品表示基準」として1つにまとめられています。そのため、食品の種類や扱う事業者によって、従うべき内容が基準のどこに記載されているかを、以下の流れにより適切に把握しましょう。

■食品表示基準掲載HP：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>



食品表示基準の条文一覧

第1章 総則		第3章 生鮮食品	
1条	適用範囲（飲食店などの場合は、一部を除き、適用対象外）	18条	横断的義務表示（名称、原産地、遺伝子組換えなど）
2条	用語の定義	19条	個別の義務表示（玄米・精米、食肉、乳、ふぐなど）
第2章 加工食品		20条	義務表示の特例 (現地販売・無償譲渡、容器包装なしに係る特例規定)
一般用	3条 横断的義務表示 1項 全ての食品に共通の表示（名称、原材料名、保存方法など） 2項 一定の食品に共通の表示（アレルゲン、遺伝子組換えなど） 3項 表示の省略（1項・2項の例外）	21条	任意表示（栄養成分表示、栄養強調表示など）
食品関連事業者	4条 個別の義務表示（旧JAS法の個別の基準、食肉、乳製品など）	22条	表示の方式など（表示媒体、文字サイズなど）
一般用	5条 義務表示の特例（酒類、現地販売・無償譲渡に係る特例規定）	23条	表示禁止事項（横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項）
業務用	6条 推奨表示（飽和脂肪酸、食物繊維）	24条	義務表示（名称、原産地など）
食品関連事業者	7条 任意表示（特色のある原材料、栄養成分表示、栄養強調表示など）	25条	義務表示の特例 (外食用・現地販売用・無償譲渡用、容器包装なしに係る特例規定)
業務用	8条 表示の方式など（様式、文字サイズ、製造所固有記号の表示箇所など）	26条	任意表示（栄養成分表示）
上記以外の販売者	9条 表示禁止事項（横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項）	27条	表示の方式など（容器包装、送り状に記載できる事項など）
一般用	10条 義務表示 1項 横断的義務表示、個別の義務表示 2項 表示方法の例外 3項 表示の省略	28条	表示禁止事項（23条1項に準用）
業務用	11条 義務表示の特例 (酒類、外食用・現地販売用・無償譲渡用などに係る特例規定)	29条	義務表示（名称、遺伝子組換えなど）
食品関連事業者	12条 任意表示（特色のある原材料、栄養成分表示など）	30条	表示の方式など
業務用	13条 表示の方式など（容器包装、送り状に記載できる事項など）	31条	表示禁止事項（23条1項に準用）
上記以外の販売者	14条 表示禁止事項（9条1項に準用）	第4章 添加物	
一般用	15条 義務表示事項（名称、保存方法、消費期限など）	32条	義務表示（名称、添加物である旨、消費期限など）
業務用	16条 表示の方式など	33条	義務表示の特例（無償譲渡に係る特例規定）
食品関連事業者	17条 表示禁止事項（9条1項に準用）	34条	任意表示（栄養成分表示）
上記以外の販売者		35条	表示の方式など（様式、文字サイズなど）
一般用		36条	表示禁止事項
業務用		37条	義務表示（名称、添加物である旨、消費期限など）
食品関連事業者		38条	表示の方式など（様式、文字サイズなど）
業務用		39条	表示禁止事項（36条に準用）
第5章 雑則		40条	生食用牛肉の注意喚起表示
		41条	努力義務（任意表示、書類の整備・保存に係る努力義務）

【附則】 1条：施行期日／2条：現行の府令及び告示の廃止／3～4条：食品表示の経過措置／5条：処分、罰則等に係る経過措置

食品表示基準の別表の内容と由来する元の法律

別表又は別記様式	関連条項	分類	内容	表示事項 ※括弧内は由来する元の法律		
				衛生 (食品衛生法)	保健 (健康増進法)	品質 (JAS法)
別表1	2条	食品の分類	加工食品の定義	○		○
別表2	2条		生鮮食品の定義			○
別表3	2条		定義			○
別表4	3条	個別品目の表示	個別品目の横断的義務表示	○		○
別表5	3条	表示禁止	名称規制			○
別表6	3条	添加物	添加物の用途名	○		
別表7	3条		添加物の簡略名	○		
別表8	32条		名称の表示が不要な添加物	○		
別表9	3、7、12、34条	栄養表示	栄養成分の単位、測定法等		○	
別表10	3、18条		栄養素等表示基準値		○	
別表11	7、9、21、23条		栄養機能食品の表示可能成分、表示事項など		○	
別表12	7条		栄養成分の強調表示（高い、含む、強化）		○	
別表13	7条		栄養成分の強調表示（含まない、低い、低減）		○	
別表14	3条	アレルゲン	アレルゲン義務食品	○		
別表15	3条	原料原産地	原料原産地表示義務品目			○
別表16	2条	遺伝子組換え	遺伝子組換え表示義務品目（農産物）	○		○
別表17	3、9条		遺伝子組換え表示義務品目（加工食品）	○		○
別表18	3、18条		遺伝子組換え義務表示品目（栄養変更）			○
別表19	4、5条	個別品目の表示	加工食品の個別義務表示	○		○
別表20	8条		加工食品の表示の様式・表示方法	○		○
別表21	9条		牛乳の表示禁止事項（切り欠き）	○		○
別表22	9条	表示禁止	加工食品の個別表示禁止事項	○		○
別表23	13条	業者間取引	業務用加工食品における容器包装に表示が必要な事項	○		
別表24	19、20、24、25条	個別品目の表示	生鮮食品の個別義務表示	○		○
別表25	27条	業者間取引	業務用生鮮食品における容器包装に表示が必要な事項	○		
別記様式1	8条	表示の様式	加工食品の様式			○
別記様式2	8、22、35条		栄養成分表示の様式		○	
別記様式3	8、22、35条		栄養成分表示の様式		○	
別記様式4	22条		精米及び玄米の表示の様式			○

- ・衛生：食品衛生法で定められていた、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項
- ・保健：健康増進法で定められていた、国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する事項
- ・品質：JAS法で定められていた、食品の原材料、原産地その他食品の品質に関する表示の適正化を図るために必要と認められる事項

食品表示法以外の表示相談について

相談したいことは？	該当する法令は？	相談先は？	
		部署名	連絡先
医薬品的功能効果等に係る表示及び広告の相談	医薬品医療機器等法	《多摩地区》東京都 福祉保健局 健康安全部 薬務課 監視指導係 …面接による事前相談（予約制）	03-5320-4512
		《23区内》東京都 健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 薬事審査係 …FAXによる事前相談（FAXの送信前に必ずご連絡ください。）	03-5937-1027
①商品やサービスの誇大な広告表示は？ ②商品の単位当たりの価格表示は？ 通販の広告で義務付けられている表示は？	景品表示法 ②東京都消費生活条例 (単位価格)	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 表示指導係	03-5388-3068
		東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 取引指導係	03-5388-3074
計量に関する相談 (内容量の表示方法は？)	計量法	東京都 計量検定所 検査課 立入検査係	03-5617-6628
東京都独自の食品の表示ルールは？ (調理冷凍食品の原料原産地など)	東京都消費生活条例 (食品の品質表示)	東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課 食品表示係	03-5320-5989
チョコ、のり、乳飲料…業界の特別なルールは？	公正競争規約 (業界ルール)	一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 各公正取引協議会 http://www.jftc.org/	—
JAS規格、特別栽培の表示は？	JAS法	農林水産省 関東農政局 東京地域センター 消費・安全グループ 表示・規格チーム	03-5144-5266
米・米加工品の産地伝達等に関する相談	米トレーサビリティ法	《広域事業者》農林水産省 関東農政局 東京地域センター 消費・安全グループ 流通監視チーム	03-5144-5268
		《都域事業者》東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課 食品表示係	03-5320-5989
プラマークなどの識別マーク (容器包装に限る)	容器包装リサイクル法 資源有効利用促進法	農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	048-740-0136
		農林水産省 関東農政局 東京地域センター 農政推進グループ 食品産業チーム	03-5144-5254
		公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	03-5532-8597
お酒の表示は？	酒税法	管轄の税務署 http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sodan/index.htm	—
ふぐの表示は？	東京都ふぐの取扱い規制条例	東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課 乳肉水産係	03-5320-4413
牛肉の個体識別番号、ペットフードの表示に関するもの	牛肉トレーサビリティ法 ペットフード安全法	農林水産省 関東農政局 東京地域センター 消費・安全グループ 農畜産安全管理チーム	03-5144-5272

食品表示法 相談窓口

- 食品表示法の全般的な内容
(機能性表示食品を含む)
- : 消費者庁 食品表示企画課 03-3507-8800 (大代表)
- 東京都内事業者向け
- : 東京都食品表示相談ダイヤル (食品表示係) 03-5320-5989
(受付時間 平日午前9時から午後5時まで)

■食品表示法以外の表示については、P.7の窓口へご相談ください。
■東京都以外の事業者向けの相談窓口は、以下の消費者庁HPでご確認ください。
<http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html>

保健所 相談窓口

食品の安全性に係るもの（衛生事項：期限表示、添加物やアレルゲンなど）、栄養表示等に係るもの（保健事項：栄養表示、特定保健用食品、栄養機能食品など）の個別具体的な相談は、管轄する下記の保健所等へご相談ください。

<特別区・八王子市・町田市保健所 一覧>

地域	分野	名称	電話
千代田区	衛生	千代田保健所 生活衛生課	03-5211-8207
	保健		(衛生・保健共通)
中央区	衛生	中央区保健所 生活衛生課	03-3541-5939
	保健	健康推進課	03-3541-4260
港区	衛生	みなど保健所 生活衛生課	03-6400-0047
		食品広域監視班 食品監視第一班、第二班	03-6400-0045,0046
新宿区	保健	みなど保健所 健康推進課	03-6400-0083
	衛生	新宿区保健所 衛生課	03-5273-3827
文京区	保健	新宿区 健康推進課	03-5273-3047
	衛生	文京保健所 生活衛生課	03-5803-1228
台東区	保健	台東保健所 健康推進課	03-5803-1229
	衛生	台東保健所 生活衛生課	03-3847-9466
墨田区	保健	墨田区 福祉保健部 保健衛生担当	03-5608-6943
		生活衛生課	(衛生・保健共通)
江東区	衛生	江東区保健所 生活衛生課	03-3647-5812
	保健	健康推進課	03-3647-6713
品川区	衛生	品川区保健所 生活衛生課	03-5742-9139
	保健	品川保健センター 03-3474-2902 荏原保健センター 03-3788-7015	
目黒区	衛生	目黒区保健所 生活衛生課	03-5722-9507,9509
	保健	健康推進課	03-5722-9586
大田区	衛生	大田区保健所 生活衛生課	03-5764-0697
	保健	大田区保健所 大森地域健康課 調布地域健康課 蒲田地域健康課 稻谷・羽田地域健康課 健康づくり課	03-5764-0661 03-3726-4145 03-5713-1701 03-3743-4161 03-5744-1683
世田谷区	衛生	世田谷保健所 生活保健課	03-5432-2911
	保健	健康推進課	03-5432-2440
渋谷区	衛生	渋谷区保健所 生活衛生課	[平成27年9月まで] 03-3463-1211 内線 (2585~2588) [平成27年10月以降] 03-3463-1211(代表)
	保健		[平成27年9月まで] 03-3463-2444 [平成27年10月以降] 03-3463-1211(代表)
中野区	衛生	中野区保健所 生活環境分野	03-3382-6664
	保健	保健予防分野	03-3382-6500
杉並区	衛生	杉並保健所 食品衛生検査班・広域班	03-3391-1991
	保健	生活衛生課	03-3311-0110
豊島区	衛生	杉並保健所 健康推進課	03-3391-1355
	保健	池袋保健所 生活衛生課	03-3987-4177
		健康推進課	03-3987-4361

地域	分野	名称	電話
北区	衛生	北区保健所 生活衛生課	03-3919-0726
	保健	保健予防課	03-3919-3104
荒川区	衛生	荒川区保健所 生活衛生課	03-3802-4240 (衛生・保健共通)
	保健		
板橋区	衛生	板橋区保健所 生活衛生課	03-3579-2336
	保健	健康推進課	03-3579-2308
練馬区	衛生	練馬区保健所 練馬地区担当	03-3992-1183
		生活衛生課	03-3996-0633
足立区	保健	練馬区 健康部 健康推進課	03-5984-4679
	衛生	足立保健所 生活衛生課	03-3880-5363,5364
葛飾区	衛生	中央本町地域・保健総合支援課	03-3880-5355
	保健	葛飾区保健所 生活衛生課	03-3602-1242
江戸川区	衛生	江戸川保健所 生活衛生課	03-3658-3177
	保健	小岩健康サポートセンター 江戸川保健所 生活衛生課	03-3658-3171 03-3658-3177
八王子市	衛生	八王子市保健所 生活衛生課	042-645-5115
	保健	健康政策課	042-645-5117
町田市	衛生	町田市保健所 生活衛生課	042-722-7254
	保健	保健予防課	042-722-7996

<都保健所 一覧>

都保健所では食品の品質に係るもの（品質事項：原材料、原産地など）の相談にも対応しています。

地域	名称	電話
青梅市、福生市、羽村市 瑞穂町、奥多摩町	西多摩保健所	0428-22-6141
あきる野市、日の出町、檜原村	秋川地域センター※	042-596-3113
日野市、多摩市、稻城市	南多摩保健所	042-371-7661
立川市、昭島市、国分寺市 国立市、東大和市、武蔵村山市	多摩立川保健所	042-524-5171
府中市、調布市、小金井市 狛江市	多摩府中保健所	042-362-2334
武蔵野市、三鷹市	武蔵野三鷹地域センター※	0422-54-2209
小平市、東村山市、清瀬市 東久留米市、西東京市	多摩小平保健所	042-450-3111
大島町、利島村	島大島出張所	04992-2-1436
新島村	島大島出張所新島支所	04992-5-1600
神津島村	島大島出張所神津島支所	04992-8-0880
三宅村、御藏島村	三宅出張所	04994-2-0181
八丈町、青ヶ島村	八丈出張所	04996-2-1291
小笠原村	小笠原出張所	04998-2-2951

※秋川地域センター、武蔵野三鷹地域センターでは「品質事項・衛生事項」の相談のみ受付。「保健事項」の相談は、秋川地域センター所管地域は西多摩保健所へ、武蔵野三鷹地域センター所管地域は多摩府中保健所へご相談ください。

平成27年3月発行
東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-4408
登録番号 (26)381

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。